満の住宅用地および

負担水準が80汽未

X

小規模住宅用地

·般住宅用地

市街化区域農地

での土地です。

市

職

員

用する職員を募集し

募集職種、募集

採用予定者数

若干名

7月1日以降に採

中街化区域農地並び

表 1 土地に係る固定資産税および都市計画税の主な税制内容 商業地(非住宅用地・雑種地など) 住宅用地・市街化区域農地								
(非住宅用地・雑種地など)	住宅用地・市街化区域農地							
= 前年度課税標準額 今年度評価額 ×100	負担水準(%)=	前年度課税標準額 						
課税標準額	負担水準	課税標準額						
今年度評価額×70%	100%を超える	本則課税標準額						
前年度課税標準額を据え置く	80%~100%	前年度課税標準額を据え置く						
前年度課税標準額+(今年度評価額×5%)です。ただし、上記で計算した額が今年度評価額の60%を上回る場合は60%相当の額とし、今年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額としま	80%未満	前年度課税標準額+(本則課税標準額×5%)です。ただし、上記で計算した額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とし						
	#住宅用地・雑種地など)  前年度課税標準額	#住宅用地・雑種地など) 住宅/ 前年度課税標準額						

※課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎とする額(税率を乗じる前の額)です。

※本則課税標準額とは、今年度評価額に住宅用地等特例率を乗じた額です。

※税額=課税標準額×税率(固定資産税は1.4%、都市計画税は0.27%)

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月 1日(金)に発送します。第1期の納期は6月 1日(月)です。

詳しくは課税課土地資産税係・家屋資産税係 (内線2338~2344) へ

4階)で

の午前8時半~午後

市職員募集の職種・受験資格・採用予定者数等

受験資格等

職員課(市役所

大学卒 |昭和49年4月2日~昭和62年

短大卒 昭和51年4月2日~平成元年

度 4月1日に生まれた方

曜・日曜日を除く4月

【募集要項の配布】土

下表の通りです。

員、受験資格等は、

15日 (水) ~24日 (金)

公平の観点から負担水準が低 21年度においても、課税の **の** 税負担の基本的な考え方 負担水準とは個々の土地の評 を促進する措置を講じます。

ひがくるめ

# 固定資産税とは

毎年1月1日現在、土地・ 家屋・償却資産を所有する方 が、その資産価値に応じて納 める税金です。

# 都市計画税とは

毎年1月1日現在、土地・ 家屋を所有する方が、都市整 備などの費用に充てるための 目的税として納める税金です

式」を継続 を加える方 る) の5 哲 率を乗じ 用地等特例 用地等については表2の住宅 します。税

21年度の税負担には次のよう 制内容は表1の通りですが、 な措置があります。

3年度の間据え置かれていた

観点から負担調整措置を継続 ては納税者の方の負担軽減の

地価上昇分が反映され(20年 1月から半年間の下落分は評

律に当該年度評価額(住宅 棁標準額に、 「前年度課

基準日の時点では地価は下落 の中にありました。

1の負担調整措置に応じた課 の基準日は20年1月1日とさ 調査となりました。 れており、地価上昇の中での え年度にあたるため、新たな 地価調査を行いましたが、そ 公示地価においても20年1

固定資産税·都市計

画

税のあらまし

合のことで

に60 誓 未満の商業地等は表

今年度(21年度)は評価替

影響してきます。

21年4月1日現在では景気

詳しくは課税課土地資産税係・家屋資産税係

の方法は、

税標準額となります。

内線2338~2344)

すが、以上 落している の理由から 感がありま から地価下

後退の影響



した(地価下落分は毎年度 影 評 価 響 替 えに つ 伴 い

評価額に反映しました)。この 価格を原則3年間据え置きま 1月1日の価格調査基準日の 20年度までの評価額は17年 う て

様の傾向にありました。この 特に三大都市圏での上昇は顕 著であり、当市においても同 月1日時点の価格は住宅地、 ことにより、今年度評価額は 商業地とも全国平均で上昇し、

21年度税額

は据え置き

場合は前年度評価額を据え置 き、下回った場合は算出され た評価額となります。 算出した評価額が上回

# 家屋

の税負担の基本的な考え方

を新評価基準によって算出し 4月1日号でお知らせした 在来分の家屋の評価額

通り、

は70≦とした課税標準額まで

引き下げられます。

住宅用地等特例率

(2) 税額が据え置

固定資産税

6分の1

3分の1

3分の1

一般住宅用地とは、住宅の敷地で1戸につき200㎡を超え、住宅床面積の10倍ま

かれる場合

70 汽を超える商業地等

農地は100㍍とした課税標

る住宅用地および市街化区域

負担水準が100㍍を超え (1) 税額が下がる場合

都市計画税

3分の1

3分の2

3分の2

**恤額に反映します)、税額にも** 

をお願いします。

することとなります。ご理解

し、年次ごとに緩やかに上昇

月10日 (日) ださい。 7716<sup>^</sup> 詳しくは職員課☎470 [試験日] 5



農地、60 紅以上70 紅 宅用地、市街化区域 上100紅以下の住

表2

負担水準が80対以

※小規模住宅用地とは、住宅の敷地で1戸につき200㎡までの土地です。

以下の商業地等。

(3) 税額が上がる

分

# 高校卒 昭和53年4月2日~平成3年 度 4月1日に生まれた方

※7月1日以降勤務可能な方に限ります。

程 度 4月1日に生まれた方

22日 (水) ~24日

金

一般

事務

[願書受け付け] 4月

試験区分

午前9時~午後5

できます。

ムページから入手

※募集要項は市

ホ

《事前に電話でご予約を》										
相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会 場						
法 律 相 談	13日 20日・27日 いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	4月30日(木) 5月14日(木)							
税 務 相 談	13日(水)午後1時から	税理士	5月8日(金)							
人権身の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	5月12日(火) 午前8時半 から電話で	市役所						
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	5月15日(金) 生活文化課 ☎470·7777	2 階 相談室						
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	5月21日(木) (代)	ППИХ						
相続・遺言・成年 後見等手続相談	13日 (水) 午前10時から	行政書士	5月7日(木)							
年金·労災·雇用保 険·人事管理等相談	27日 (水) 午前10時から	社会保険労務士	5月22日(金)							
経 営 相 談	平日の 午前10時~午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工 会 <b>な</b> 471・7577	東久留米市 商工会館						
女性の悩みごと	11日 いずれも月晴 日午後1時半	: 女性	4月20日(月) 午前9時から	田上亚然						
相談	18日・25日 ~ 4 時半	カウンセラー	5月1日(金) 電話で男女平 等推進センタ	推進						
女性弁護士によ る法律相談	1日(金)午前9時半~ 午後零時半	女性弁護士	4月17日(金) <b>5</b> 472·0061	センター						
教育相談室	火曜~土曜日 午前10時~ 午後5時	教育相談員	中央相談室 <b>呑</b> 473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)							
秋 月 竹 荻 至	月曜~金曜日 ※電話相談も可		滝山相談室 <b>☎</b> 475·8909 (西中学校隣)							
母 子 相 談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 <b>☎</b> 470・7736							

ます。ただし、税負担につい または上昇になる傾向にあり



《直接会場へどうぞ》

L										II.					
		相	談	名		1	相	談	日	時	相	談	員	会	場
	知	的障	害	者相	談	13日(	水)	午前	10時	~正午	知的障	害者	相談員	市役所	斤1階
	身	体障	害	者相	淡	8日(	金)	午前	10時	~正午	身体障	害者	相談員	114相	談室
	心相	身障	害		) 淡	平日 <i>0</i> ※電話	)午 舌相	前 9 談も	時~ 可 <b>吞</b>	午後5時 477・2711	さいセンク		福祉 旨導員	さいわ セン	い福祉 ター
	職	業	;	相	淡	開庁日午前 9	日の ) 時	~午	後5	時	ハロ三	ーワ 鷹職		市役所ワークコ	斤1階 □ーナー
	住	宅増	改	築相	談	14日( 午前1	木) 0時	~午	後 4	時			&等斡旋 本協議会	市役所 屋内で	
	消	費	者		火	平日の	)午	前10	時~	午後4時 473・4505		上活木	目談員	生活了 (市役所	文化課 斤2階)

# 《訪問します》

妊	婦	訪	問	訪問希望の方は健康課保健	助産師・保健師	ブロタ
赤	ちゃ	ん訪	問	サービス係 <b>否</b> 477・0022	助座師	し日七

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも 相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。 ※東京都でも、**交通事故相談☎**03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・ 4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。